

「両用品目輸出事業者の輸出管理内  
部コンプライアンス体制の構築」  
に関する実務動向

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2022年5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

**【免責条項】**

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2020年12月1日付で施行された「中華人民共和国輸出管理法」（以下、「輸出管理法」という）では、企業がその責務を果たすための方法や手続等に関する具体的な定めがありません。そのため、輸出管理のコンプライアンス上、どのように内部統制システムを整えていけばよいか、どのような社内ルールを策定すべきか、といった点について、企業から大きな関心が寄せられています。

「輸出管理法」第5条では、「国の輸出管理担当機関は、適時、関連業界の輸出管理ガイドラインを公布し、輸出事業者による輸出管理の内部コンプライアンス制度の整備を指導する」と定めています。本規定に呼応する形で、商務部が2021年4月28日に「両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制確立に関する商務部の指導意見」およびその附属文書「両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」（総称して、以下、「ガイドライン」という）を公布しました<sup>1</sup>。また、2022年3月17日には、商務部開設の関連サイトにおいて、企業から寄せられた質問について回答や説明がなされたFAQコンテンツ「[輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制構築に関する問題（二）](#)」（以下、「問題（二）」という）が掲載されました。

本稿では、「ガイドライン」および「問題（二）」の内容をもとに、輸出コンプライアンス体制の整備において、企業が取り組むべき事項、直面する問題やその解決策について解説します。

## 1. コンプライアンス制度の構築における課題

「ガイドライン」では、輸出管理内部コンプライアンス体制を敷くための、9つの基本要素（ポリシーステートメントの作成、組織・機構の編成、全面的なリスク評価、審査手続の確立、緊急対応策の策定、教育・研修の実施、コンプライアンス監査の完備化、資料・記録の保管、管理マニュアルの作成）を定めています。

このうち、組織・機構の編成、教育・研修の実施等については、既存の内部コンプライアンス体制を活用したり、これまでの経験を活かしたりすることが容易であると思われます。他方で、「全面的なリスク評価を行うための制度を確立すること」は、企業にとって難易度が高いと考えられています。関連企業からも、具体的にどのようにリスク評価を行うのか、どういった分野における、どのようなリスクに係る事項を対象として制度を構築するのか、といった質問や相談が多く寄せられます。

「ガイドライン」および「問題（二）」の内容によると、リスク評価とは、輸出する品目や、輸出事業者の技術開発状況に対しリスク評価を行ったうえで、購入側および用途、取引に参加する第三者に対し全面的なリスク評価を行うことである、と考えられます。主な内容としては以下の通りです。

### （1）輸出品目に対する評価

輸出品目に対する評価は、主に、品目の基本情報を整理し、その輸出リスクを評価することです。具体的には次の通り。

---

<sup>1</sup> 詳細は、「[輸出管理内部コンプラ体制の構築に関する指導意見の概要（2021年10月）](#)」および「[輸出管理内部コンプラ体制の構築に関する指導意見の実務上のポイント（2021年10月）](#)」参照。

(ア) 輸出する品目が、中国の規制品目リスト中の品目または臨時規制の管理品目に該当するか否かを確認します。

規制品目リストについては、「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」に輸出管理の対象となる両用品目および技術が掲載されているので、それを参考にすることができます。なお、同目録は、リアルタイムでは更新されません。「核両用品および関連技術輸出管制リスト」等、部門規章（行政規則）により個別に公布されるリストの内容を確認し、同目録の更新情報を把握しておく必要があります。

(イ) 品目を輸出する行為について分類します。国外への直接提供のほか、国境通過・中継輸送・トランジット輸送・再輸送等を含め、それらの行為が、輸出管理法により規制を受ける可能性があるか否かを判断します。

(ウ) その品目について可能性のある用途を整理し、中国の国家安全および利益に危害を及ぼすリスクが存在するか否か、大量破壊兵器およびその運搬機器の設計、開発、生産または使用に用いられる可能性があるか否か、または、テロ目的に用いられる可能性があるか否かを判断します。

## **(2) 技術の研究開発の状況に対するリスク評価**

(ア) 日常業務上、研究開発、使用、ライセンス供与する技術が、規制品目に該当する技術か否かを判断します。

(イ) 日常業務上、実施されている技術の交流や伝送が、「技術の輸出」と見なされるリスクおよび潜在的な危険性が無いかどうかを点検します。特に、電子メールやオンライン会議を通じて、中国国外に技術資料や技術情報を送付することは、「技術の輸出」と見なされる可能性があるため、注意が必要です。

(ウ) 規制を受ける技術に係る業務に従事する従業員の状況を整理します。「輸出管理法」の規定によると、外国籍の自然人（中国在住か否かに関わらず）に規制品目を提供することも、規制の対象となります。このため、「問題（二）」では、外国籍の従業員が規制対象技術に係る業務に従事している、見本市等において技術に関連する情報を公表している等の状況がある場合には、技術輸出許可証を申請・取得しなければならない、と説明しています。

## **(3) 顧客に対するリスク評価**

(ア) 顧客の類型（メーカー、販売代理店、エンドユーザー等）を判断し、サプライチェーン上の位置付けを把握します。

(イ) 顧客の主な事業内容が、軍事等のセンシティブな領域に係る事業か否かを判断します。顧客の類型を踏まえ、センシティブな領域に係る事業を営む企業と業務提携し、規制品目を提供する可能性があるか否かを判断します。

(ウ) 顧客が中国の規制名簿等に掲載されていないか、または、国連の制裁リストに掲載されていないかを確認します。

(エ) 中国政府が、当該国に対し、相応の制裁措置を講じているか否かを確認します。

#### **(4) 提携先に対するリスク評価**

リスク評価の対象となる提携先には、貨物輸送請負人、通関代行サービス事業者、販売代理店、研究開発の提携パートナー、金融サービス提供事業者、第三者電子商取引プラットフォーム等が含まれます。

提携先に輸出コンプライアンスリスクが存在しないか、輸出通関手続に問題がないか等の評価する必要がある場合、提携先の営業許可証、関連する業務許可証、董事会構成員、株主、実質的支配者等の事項を調査し、事実確認をすることができます。

なお、上述の 1. (1) ~ (4) のリスクを評価することが難しい場合、企業は、商務部等の国の輸出管理機関に相談することができます。

## **2. 中国企業と日系企業の対応状況**

### **(1) 中国企業の対応**

輸出管理上の規制を受ける技術の輸出業務に従事する一部の大手中国企業では、自社のウェブサイトにて、中国の輸出管理に係る法令を遵守する表明文を公示しています。その表明文によると、輸出コンプライアンス対策として実施している内容は、前述した「ガイドライン」の 9 大要素と一致しています。

これらの大手中国企業は、中国ブランドの多国籍企業であるため、表明文では、中国法だけでなく、欧米諸国等の輸出管理に係る法令についても遵守することが記されており、複数の国や地域の法令に対し、同一のコンプライアンス体制を採用していることが読み取れます。ただし、輸出管理に係る法令が矛盾抵触する場合、どのように対処し、解決にあたるのかについては、記載されていません。諸外国の法令が中国法と抵触する場合にどのような対応を取るべきかという点は、多くの多国籍企業が抱える問題となっています。

中国法と抵触する場合の対処方法や解決法については、個別に判断する必要があり、現時点では、統一された解決案がありません。前述のとおり、企業が輸出コンプライアンス上、問題に直面した場合、商務部等の国の輸出管理機関または法律事務所等の外部の専門機関に相談することができます。

### **(2) 日系企業の対応**

日本企業の中国子会社では、中国法向けの輸出管理体制を改めて構築するのではなく、日本の親会社の既存の輸出コンプライアンス体制に準拠するケースが一般的です。中国で設立された日系企業の事業内容は単一的で、サプライチェーンもシンプルであることが多いことが背景にあるとみられます。日本の親会社の既存の輸出コンプライアンス体制に準拠すること自体は、特段問題はありません。ただし、リスク評価業務は中国国内で実施する必要があるという点に注意しなければなりません。つまり、輸出コンプライアンス上、リスク評価を行うために、関連データを日本の親会社に送ることは、法律違反を犯すリスクを招くことになります。

## **3. 今後の見通し**

商務部が 2022 年 4 月 22 日に、「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」を公表しました

(意見募集期間は 2022 年 5 月 22 日に終了)。同意見募集稿では、「輸出管理法」に定める義務について具体的な内容が記されていることから、今後の制定動向を注視し、社内コンプライアンス制度の調整を行う必要があります。

なお、同意見募集稿第 52 条では、コンプライアンス体制整備による処罰軽減について定めています。同規定によると、輸出事業者および両用品目の輸出に係るサービスを提供する組織および個人が、輸出管理に係る内部コンプライアンス制度を確立し、適切な運用を行ったことで、違法行為による悪影響の拡大を防ぐことができた場合、その処罰が軽減される可能性があります。

両用品目の輸出においては、知らず知らずのうちに法に触れる行為を行ってしまう可能性が高いと思われます。従い、現時点では輸出コンプライアンス体制の整備に着手できず、様子見の段階にある輸出事業者、第三者サービス事業者も、同条例の成立を見据えながら、最低限の社内コンプライアンス体制を整備しておく必要があると考えます。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220013>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp